

## 「(仮称)子どもの安全調整会議」の設置について

16.12.22

### 1 協議会設置の考え方

区では「児童虐待」「交通安全」「非行防止」「安全教育」「次世代育成」など、子どもの安全に係る事項について、区・警察署・学校・地域団体代表者などが集まり、子どもの安全に係る各専管事項について、情報交換・意見交換・施策の検討等を行う協議会組織が既に設置されている。

しかしながら「子どもの安全」については、各専管事項について専門的に検討するほかに、時として各専管事項を横断した、全般的な検討が必要となる場合がある。

そこで、既存の各協議会での検討事項等について、他の協議会メンバーに周知するとともに、「子どもの安全」全般について総合的に情報交換・相互調整・施策の検討を行う会議体として、「(仮称)子どもの安全調整会議」を新たに設置するものとする。

### 2 調整会議の概要

#### (1) 設置時期

平成 17 年度から設置する

#### (2) 進め方

既存の「子どもの安全」に係る各協議会での検討事項について報告を受けるとともに、各地域において「子どもの安全」各分野について横断的に検討している「地域懇談会」等の実施状況の報告等も受けながら、練馬区全体の「子どもの安全」全般に関する情報交換・相互調整・施策の検討を行う。

#### (3) メンバー

##### 考え方

「子どもの安全」について直接的な対応を行う学校等の子ども関連施設および警察署のほか、練馬区からは、既存の各協議会の事務局的な役割を担っている組織にメンバーとなってもらい、各協議会との連絡調整の役割を担ってもらう。

地域団体等については、すでに各協議会のメンバーとなっており、当該会議が各協議会の連絡調整を主な目的としていることから、当該会議への各団体からのメンバーの推薦は当面求めないものとする。

##### 具体的メンバー

- 1)学校・施設 小中学校校長会・幼稚園長会・保育園長会・児童館長会各代表者
- 2)警察署 練馬・光が丘・石神井各警察署生活安全課代表者
- 3)練馬区 指導室・新しい学校づくり担当課・生涯学習課・子育て支援課・保育課・青少年課・交通安全課（事務局：危機管理室安全安心担当課）

#### (4) 会議の開催頻度

おおむね年 3 回程度とする